## 個別避難計画作成に関する重要事項

- ①個別避難計画とは、**避難動要支援者の避難の実行性を高めるために、災害時に「どこに 避難するか」「誰が支援するか」「避難するときにどのような配慮が必要か」等をあら かじめ定めた行動計画**です。豊島区では、個別避難計画としての「わが家のひなん計 画」の作成をすすめています。
- ②個別避難計画は、**ご本人・ご家族等の同意により作成**するものであり、必ず作成しなければならないものではありません。また、作成にあたって、ご本人・ご家族の費用負担はありません。
- ③個別避難計画は、ご本人・ご家族の状況の変化に応じて、**随時変更できます**。
- ④個別避難計画の作成は、原則として**ご本人・ご家族で作成していただくものです。**しかし、本人の心身の状況、世帯状況等によって作成が困難な方で、作成の支援を希望された方に対しては、区が指定する者が個別避難計画の作成を支援します。
- ⑤個別避難計画の作成を支援する場合は、**作成を支援する者に、作成支援に必要な範囲で、 ご本人の個人情報を提供します。また、医療・介護その他の関係機関に情報照会する場合や、ご本人の避難支援について話し合う場合があります。**作成支援は、災害リスク等を勘案して順次おこなっていきます。

〈今年度 優先して作成支援を行う対象者〉

以下の①~③の要件をいずれも満たしている方。

- ①今回の調査で個別避難計画の作成支援を希望された方
- ②高田1丁目から3丁目、または、土砂災害警戒区域にお住まいの方
- ③障害福祉サービス、または、介護保険サービスを利用している方
- ⑤避難支援者とは、災害時に避難支援していただく方です。避難支援者は、個別避難計画に記載され、区や災害時は関係者に共有されるため、必ず相手に了解をとってから、個別避難計画に定めてください。

〈避難支援者となる方の例〉

ご家族・ご親族、ご近所の方、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、 地域防災組織(町会・自治会等)、民生委員

⑥作成した個別避難計画(わが家のひなん計画)は、**自分用、ご家族や避難支援者用にコピーを取って情報共有してください。また、必ず豊島区にも提出をお願いします。** 区に提供いただいた個別避難計画は、災害時において避難支援等を目的として、区から以下の関係者に対して提供する場合があります。

〈提供の可能性がある関係者〉

地域防災組織(町会・自治会等)、民生委員、警察署、消防署及び消防団、 社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、その他区長が認める団体

- ⑦地域の方々から災害時に避難支援をしていただくためには、ご本人・ご家族から、**日頃 の地域でのお付き合いの中で、地域の方々に支援していただけるようお願いすること**が 大切です。
- ⑧地域の方々による災害時の避難支援は、「共助」の精神に基づくもので、法的な義務や 責任を負うものではありません。災害時は避難支援者自身も被害にあう可能性があります。災害の状況によっては、必ずしも支援が受けられるとは限りません。